

水道料金制度のあり方について（答申）の経過・概要

資料 1

平成 28 年 9 月 5 日付けで枚方市上下水道事業管理者より枚方市上下水道事業経営審議会会長へ「水道料金制度のあり方について」諮問を行い、計 8 回の調査・審議を経て、平成 30 年 1 月 15 日付けで以下の内容で答申を受けました。

■ 審議会での基本的な考え方と論点

・ 3つの基本的な考え方 ～水道料金制度としてどうあるべきか～

適正な原価に基づく算定

水需要に応じた料金制度

公平性の確保



・ 5つの論点

基本料金・従量料金

用途別料金・口径別料金

基本水量

逓増度

地下水利用者への対応

■ 各論点の調査・審議結果（答申の概要）

基本料金・従量料金



二部料金制の継続

二部料金制を継続し、事業経営の安定性や負担の公平性を図る必要がある。

基本水量



基本水量の廃止

基本水量を廃止し、使用水量に応じた適正な対価を求めることが必要である。

ただし、基本料金の免除制度に影響があることから、制度の今後の方向性については、市の関係部局で十分に検討する必要がある。また、基本水量の廃止により、現在の基本水量 8 m³以下の料金が大きく変わることはないよう配慮すること。

用途別料金・口径別料金



口径別料金の導入

より客観的に維持管理にかかる費用を徴収することができるものと考えられるため、水道メーターの口径に応じた料金を徴収する口径別料金が妥当である。

逓増度



逓増度の緩和、逓増区分の検討

生活用水の低廉化に最大限配慮しつつ、大量に水道を使用する水道使用者が水道を使いやすい料金制度とするため、逓増料金制は維持しながら現行の逓増度を緩和するとともに、逓増区分の検討が必要である。

地下水利用者への対応

口径別料金の導入により、相応の維持管理費の負担につながることから、直ちに対策を講じる必要はないが、今後、さらに地下水利用への移行が進む場合は、適切な対策を講じなければならない。

総括原価方式による適正な原価計算・総括原価の適切な配賦

上下水道局において将来を見据えた適正な原価計算を実施し、適切な配賦割合を検討